

岩国市パブリックコメント（市民提言）制度実施要綱（解説）

（目的）

第1条 この要綱は、パブリックコメント（市民提言）制度（以下「パブリックコメント制度」という。）に関し必要な事項を定め、市民の市政への積極的で幅広い参加の機会を確保し、市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することについて、必要な事項を定めるものとする。

【考え方】

ア 地方分権が本格的に実行される21世紀社会では、市民が主役という視点の下に行行政運営を行うこと、すなわち市民ニーズに対応した政策の展開がもとめられ、市民と市との協働によるまちづくりの推進が図られる必要があります。

こうした状況を踏まえ、市の施策に関する基本的な計画等の立案に当たり、広く市民の皆さんから意見を求め、これを考慮して意思決定をすることにより、市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の皆さんが行政の政策決定や計画策定に参加できる環境を整備するものです。

（定義）

第2条 この要綱において「パブリックコメント制度」とは、市の基本的な政策等を立案する過程において、当該政策等の趣旨、内容その他必要な事項を市民等に公表し、市民等から提出された意見（情報を含む。以下同じ。）を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対し納税義務を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認めるもの

【考え方】

ア 制度の名称は、市民の皆さんに広く知れわたるよう、一般的に共通の呼称として認知されつつある「パブリックコメント(市民提言)制度」を用いるものです。

この制度の対象となる事案について幅広く多様な意見を得るため、この制度に基づ

き意見を提出できる「市民等」には、岩国市の在住者のほか、意見を提出する意思を有する個人、法人その他の団体を広く含めています。

(対象)

第3条 パブリックコメント制度の対象は、次に掲げるもの（以下「計画等」という。）とする。

- (1) 市の基本構想及び市政の各分野における政策の基本的な事項を定める計画
- (2) 市政に関する基本姿勢を定め、又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の基本となる方針
- (3) 大規模な公共事業の実施に係る方針及び公共施設の建設に係る基本計画
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱に定める手続を行うことが必要であると市長が認めるもの

【考え方】

ア 具体的な案件が、この要綱の対象であるかどうかは、市長がこの要綱の趣旨に照らして判断し、また、その判断についての説明責任を負います。

イ 「政策の基本的な事項」とは、「総合計画」、「地域福祉計画」など全市域又は全市民を対象として、市の政策の基本方針や基本的な事項を定める計画をいい、構想、計画、指針等その名称は問いません。

ウ 「市政に関する基本方針を定めること」とは、「情報公開条例」、「行政手続条例」など、市政全般についての基本理念や基本方針などを定めるものをいいます。なお、「条例等」は条例をはじめ、規則、規程、要綱をいいます。

エ 「市民に義務を課し、又は権利を制限する内容を含む条例」とは、地方自治法第14条第2項で規定されている広く市民等に適用される規制を定める条例を指します。「環境美化条例」、「自転車等の放置の防止に関する条例」などの規制型の条例をいいます。

また、「市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項」については、地方自治法（第74条第1項）の直接請求の対象から除かれていることを踏まえ、この制度の対象としません。

(計画等の案の公表等)

第4条 市長は計画等を策定しようとするとき（これらの重要な改定又は改正をしようとするときを含む。）は、最終的な意思決定を行う前に当該計画等の案を公表し、市民等の意見を求めるものとする。

2 前項の規定により計画等の案を公表しようとするときは、次に掲げる関連資料を併せて公表し、市民等の理解を促進するよう努めるものとする。

- (1) 当該計画等を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 当該計画等の案の概要
- (3) 当該計画等の案に関する補助的な資料で次に掲げるもの
 - ア 当該計画等に関する根拠法令又は関連する構想、計画その他これらに類するもの
 - イ 当該計画等の案を作成するに当たって整理した論点
 - ウ その他参考となる資料
- (4) 当該計画等の案を附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の3第1項に規定する附属機関をいう。）又はこれに準ずる機関（以下「附属機関等」という。）における審議又は検討に付した場合にあっては、当該審議又は検討の概要がわかる書類

（公表の方法）

第5条 前条の規定による公表は、公表しようとする計画等の案及び同条第2項各号に掲げる関連資料（以下「案等」という。）を、市役所内情報コーナー（以下「情報コーナー」という。）、各総合支所、各支所、各出張所、岩国市中央図書館、岩国市中央公民館及び当該計画等の所管課に備え付けるとともに、岩国市ホームページに掲載することにより行うものとする。

2 前項に規定する各総合支所、各支所、各出張所、岩国市中央図書館及び岩国市中央公民館への備え付け並びに岩国市ホームページに掲載する方法により案等を公表する場合において、公表しようとする案等が相当量に及ぶことその他の理由により案等のすべてを掲載することが困難なときは、その一部をこれに掲載しないことができる。この場合においては、当該案等の全体の入手方法を明示するものとする。

3 市長は、第1項に定めるもののほか、次に掲げる方法を活用し、広く市民等への周知を図るよう努めるものとする。

- (1) 広報紙への掲載
- (2) 印刷物の配布
- (3) 報道機関への発表
- (4) 市民メール及び市民ニュースアプリの配信

【考え方】

ア 議会の議決を要する案にあっては、議会に提案する以前の意思決定をする前のものが対象となります。また、提示する案はできるだけ市民の皆さんの意見が反映できる原案の段階とします。

イ 当該計画等の案と関連資料が相当量あり、その全部を市のホームページに掲載することや、全て閲覧場所に備え置くことが困難な場合は、内容の一部を省略して公表することがあります。この場合は、内容全体の入手方法を明示します。

ウ 案等の公表は、最も一般的な方法として、市役所、総合支所、各支所、各出張所、中央図書館及び中央公民館に備え置くとともに、市のホームページに掲載します。また、市の広報紙へ掲載するなどの方法により、案等の公表について、積極的な周知を図ります。

(意見の提出)

第6条 市長は、意見の提出期間及び提出方法を定め、案等を公表する際にこれを明示するものとする。

2 前項の提出期間は、原則として前条第1項の規定により案等を公表した日から起算して30日以上とする。ただし、市長は、30日以上提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、30日を下回る提出期間を定めることができる。当該案等を公表するときにその理由を明示しなければならない。

3 前項ただし書の規定により30日を下回る提出期間を定めるときは、当該案等を公表するときにその理由を明示しなければならない。

3 第1項の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他市長が定める方法によるものとする。この場合において、氏名及び住所の明記を意見の受付条件とするものとする。

4 案等について意見を提出した市民等の氏名、名称その他当該市民等に関する情報を公表する場合には、当該案等を公表するときにその旨を明示しなければならない。

【考え方】

ア 提出期間の「30日以上」は、市民等の皆さんが意見を提出するために必要な時間を十分確保し、意思決定を行なうまでのスケジュールを勘案し、適宜定めます。

イ 意見の提出方法は、当該意見が文書又は電子的記録として残るものとし、口頭による聴取の方法は採りません。住所、氏名等を明記するとしているのは、匿名にした場合に危惧されるいたずら等を防ぎ、責任ある提言をお願いしたいためです。

(意見の処理)

第7条 市長は、市民等から提出された意見を十分に考慮して、計画等について最終的な意思決定を行うものとする。

2 前項の意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方並びに当該計画等の案を修正した場合にあっては当該修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、個人又は法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 第5条の規定は、前項本文の規定による公表について準用する。

【考え方】

- ア 市長は、市民等の皆さんから提出された意見を十分考慮して、計画等の案について最終的な意思決定を行なうとともに、意見の反映の有無にかかわらず提出された意見に対する市の考え方を公表します。また、当該意見に基づき計画等の案を修正した場合は、その内容及び理由を最終案と併せて公表します。
- イ この制度は、あくまでも計画等の案の内容をより良いものにするために市民等の皆さんから意見を募集し、それを参考に意思決定を行なうものであり、賛成・反対の意見の多寡で意思決定の方向を判断する住民投票類似の制度ではないので、計画等の案について単に賛否の結論を述べた意見は、公表の対象としません。
- ウ また、提出された意見を公表することにより、個人又は法人その他団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、公表しないことがあります。
- エ 市民等の皆さんから多数の意見が提出された場合、行政コストや事務の効率の点から、類似する意見を集約するなど適宜整理、工夫して公表することがあります。

(適用除外)

第8条 次の各号のいずれかに該当する計画等については、この要綱に定める手続を行わないことができる。

- (1) 法令(法律、法律に基づく命令及び条例をいう。)に基づき策定する計画等で当該法令に市民等からの意見の聴取に関する手続が定められているもの
 - (2) 国又は県が策定する構想、計画その他これらに類するものと整合を図る必要がある計画等でこの要綱に定める手続を行うことが不相当であると認められるもの
 - (3) 災害等への対処等その策定に緊急性又は迅速性を要する計画等でこの要綱に定める手続を行うことにより計画等の目的達成等に支障が生じるおそれがあると認められるもの
- 2 前項各号に定めるもののほか、附属機関等が、この要綱に定める手続に準じた手続を経て報告又は答申を行った場合は、この要綱に定める手続を行わないことができる。

【考え方】

ア 「法令に基づくもの」とは、上位法令等の規定により、市の裁量の余地がなく一定の基準に基づき実施するものをいい、また、「国や県が策定するもの」の計画等との整合性を図るため策定に関して市の裁量の余地の少ないものは除きます。

「迅速性又は緊急性を要するもの」とは、本制度に係る所要時間の経過等により、その効果が損なわれるなどの理由のために手続を経る時間的余裕がない事案をいいます。

さらに、特定地域を対象としたものや個別の事業実施計画は除きます。

イ 計画等の立案に当たって、附属機関等（いわゆる審議機関等）が公聴会などの方法により、この要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した報告書又は答申に基づく場合について、費用対効果の観点からの特例を定めたものです。

（一覧の作成等）

第9条 市長は、この要綱に定める手続を行っている案件の一覧を作成し、情報コーナーに備え付けるとともに、岩国市ホームページに掲載して公表するものとする。

2 前項の案件の一覧は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 案件名
- (2) 公表日
- (3) 意見の提出期限及び提出方法
- (4) 案等の入手方法及び問い合わせ先

3 市長は、この要綱による手続の実施結果を定期的に取りまとめ、その概要を公表するものとする。第1項の規定は、この場合について準用する。

【考え方】

ア この要綱に定める手続をとるときは、市長は提出のあった案件の一覧表を作成して市民の皆さんに公表します。

また市長は、提言制度の適正な運用を確保するため、実施結果を定期的に取りまとめ、市民の皆さんに公表します。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成26年4月1日要綱第62号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日要綱第26号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。